女子学生霞が関インターンシップに関する覚書

内閣人事局（以下「甲」という。）と○○○大学【又は大学院】（以下「乙」という。）は、別紙に記載された学生を実習生として受け入れる女子学生霞が関インターンシップ（以下「実習」という。）の実施に関して、次のとおり覚書を締結する。

第１　基本的役割等

　甲は、別紙のとおり学生を女子学生霞が関インターンシップ実習生として受け入れ、学生に対し必要な指導及び助言を行う。

　乙は、学生に対して「女子学生霞が関インターンシップ実施要領」及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導等を行う。

第２　実習期間中の身分等

（１）学生の服務については、原則として国家公務員の服務に準ずるものとし、学生は実習指導官の指導及び監督等に従わなければならない。

（２）実習に伴って生じた一切の経費（交通費、食費、宿泊費等）は、学生又は大学等の負担とする。

（３）実習時間は、午前９時３０分から午後６時１５分までの間で実施府省が定めるこのうち、１２時００分から１３時００分までを休憩時間とする。

ただし、実習指導官が必要と認める場合には、あらかじめ学生の同意を得て、上記時間以外においても実習を実施することができるものとする。

第３　遵守事項等

（１）学生は、実習期間中国家公務員が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、実習指導官の指導及び監督等に従わなければならない。

（２）学生は、実習期間中実習に専念し、国家公務員がその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされていることに鑑み、これに類する行為（特定の政治政党、宗教、企業及び団体の利益のための行為を含む。）を行ってはならない。

（３）学生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習指導官の承認を受けなければならない。

（４）実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。学生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習指導官に申し出なければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習指導官にその旨を連絡しなければならない。

（５）甲は、学生がこの覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合には、実習を打ち切ることができる。その場合には、速やかに乙にその旨を通知する。

第４　秘密の保持等

　学生は、実習期間中に知り得た秘密（国家公務員法第１００条に定めるもの。）を、実習期間中及び実習終了後において、乙を含む部外者に漏らしてはならない。

　また、学生は、実習活動を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習期間中及び実習終了後において、実習指導官の指示に従わなければならない。

第５　災害補償等

　学生は、実習期間中の事故等により傷害を負った場合又は甲（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、原則として、「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターシップ等賠償責任保険」等の保険に加入しなければならない。この場合において、これらの保険の利用等に関して必要な手続は、乙が行う。

第６　誓約書の提出

　学生は、実習に先立ち、乙を通じて甲に対して誓約書を提出する。

第７　学生の賠償責任等

実習期間中又は実習期間終了後において、学生の本覚書及び別添誓約書に反する行為により実施府省及び実施府省職員へ損害を生じさせた場合、当該損害に係る最終的な責任は、実習生が負うものとする。この場合において、乙は誠意をもって学生への指導等にあたるものとする。

第８　協議

　本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

　本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上それぞれ１通を保管するものとする。

平成　年　月　日

甲　内閣官房内閣人事局内閣参事官　○○ ○○ 印

乙　○○○大学（総括責任者氏名）　○○ ○○ 印